危険木予防伐採にかかる費用を補助します

住宅への倒木被害から人命および財産を保護し、市民のみなさんの自主的な生活環境の維持保全の促進を図ることを目的として、市内の危険木の予防伐採にかかる経費の一部を補助します。
※必ず実施前に産業振興課へ連絡してください。実施後の申請受付はできませんのでご注意ください。

補助対象

森林法第５条に規定する地域森林計画の対象森林（林班）内又は現況地目が山林若しくは保安林内の危険木の予防的伐採、撤去、処分であること。

危険木とは

樹幹の太さが胸高直径１５センチメートル以上かつ樹高５メートル以上で、倒木等により樹高と同等の範囲にある住宅に被害を与えるおそれのある樹木



補助の対象者

（１）危険木の所有者
（２）危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住宅の所有者等で危険木伐採の承諾を得た方
※ただし（１）と（２）が同一もしくは生計が同一の場合は対象外

補助金の額

危険木の伐採、撤去及び処分に要した費用の４分の３以内（上限５０万円、補助対象経費に消費税は含まない、1,000円未満の端数切捨て）
※ただし、予算で定めた額の範囲内となります。
※※１人（生計同一者を含む）につき１年度以内で１回限り。



問い合わせ・申し込み先

〒509-5192　土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市役所　産業振興課　　TEL：0572-54-1214